

台風による被害を受けられた皆さんへ心からお見舞い申し上げます。

～災害関連の各種制度などについてのお知らせ～

発行/大洲市役所 編集/総務課 大洲市大洲 690-1 Tel.24-2111

特別援護資金制度のあらまし

区分	一般世帯	農林漁業者	商工業者
貸付利率	0.5% (据置期間無利子)	0.5% (据置期間無利子)	0.5% (据置期間無利子)
償還期間	10年間 (据置期間を含む)	10年間 (据置期間を含む)	10年間 (据置期間を含む)
据置期間	2年	2年	2年
貸付限度額	100万円	100万円	100万円
貸付基準	床上浸水(但し、床上浸水と同等の被害を受けた場合も含む)かつ住宅、家財に被害を受けたもので、自らの力で応急復旧若しくは修理出来ない場合で、制度資金である災害援護資金の貸し付けを受けていないもの	被害を受けた農林水産物等の緊急の復旧に要する資金の調達が困難なもので、減収量が平年農林漁業総収穫量の30%以上となる見込であるかまたは、減収額が平年農林漁業総収入額の20%以上となること	中小企業者で被害を受け、被害額が平年総収入額の20%以上となること
資金の使い方	住宅及び家財(乗用車を除く)の購入費及び修繕費 ア 農林漁業用施設、整備 農舎、農産物育成管理施設、(温室、ビニールハウス等)、農産物貯蔵施設(農業用倉庫等)かんすい施設、病害虫防除施設、排水施設、農産物乾燥施設、農業用索道等	イ 農林漁業用機械器具等 運搬用機具(軽四トラック等)、病害虫防除用機具(動力噴霧器など)原動機、揚排水用機具肥料調整散布用機具、農産物育成管理用機具(ハウス暖房機など)、耕うん整地用機具、収穫調整用機具、農用地改良調整用機具等。小農具については多数をセットで購入し相当の金額になる場合	店舗、工場、事務所等の施設、設備、業務用車輛、運搬機具、原材料、商品などの購入費及び修繕費 ウ 農林漁業用資機材等農薬、肥料、種苗、ビニールハウス等の支柱等の購入費及び修繕費

大洲市では、台風16号による被害の復旧に伴う融資制度について相談窓口を設置します。これは、災害救助法に基づく災害援護資金貸付金(市より3%の利子補給)

のほか、特に市単独で0.5%の低利の貸付制度を創設し被害復旧の相談に応じます。(受付期間は3ヶ月)被災された人はご利用ください。

災害援護資金

災害救助法に基づくもので、被害を受けた世帯の生活安定のために利用できます。対象は、床上浸水世帯で家財(乗用車を除く)の価額の3分の1以上の損害を受けた人です。

- ▼貸付額 150万円を限度とする
- ▼償還期間 10年(初めの3年間は据置期間で無利子)
- ▼利子 3%(市より3%の利子補給有り)

特別援護資金(市単独)

0.5%の利子で100万円限度
台風16号により被害を受けた人で、自らの力で応急復旧などが困難な人に対して特別援護資金貸付金をお貸しします。

対象が一般世帯、農林漁業者、商工業者と分かれています。また、連帯保証人や償還方法など詳しいことは、相談窓口へおたずねください。なお、災害援護資金を含め、それぞれの援護資金の重複した貸し付けはできません。

融資に関する相談窓口を設置

台風16号により、住宅や家財、農林漁業、商工業などに被害を受けた人に対する援護資金などの貸し付けや相談を行う窓口を設けています。お気軽にご利用ください。

【場所】 市役所1階ロビー

【期間】 9月24日(金)からしばらくの間(土・日を除く)午前8時30分～午後5時
【主な相談内容】 災害援護資金についての融資制度の相談など

水道料金減免などのお知らせ

台風の被害により床上浸水の被害を受けた皆さんへ水道料金の減免などを行います。
【対象】 床上浸水以上の被害を受けた世帯など
【減免などの内容】 前年同期の使用水量を越えた水量分

【問い合わせ先】 市役所水道課 Tel.24・3753(直通)

NHK受信料災害免除のお知らせ

NHKでは、家屋半壊以上又は床上浸水以上の程度の被害を受けた世帯・建物について、2ヶ月間(8月・9月)受信料を免除する措置を取っています。お電話での申し出を受けています。

【問い合わせ先】 NHK Tel.0120・151515(通話料無料) (午前9時～午後10時/土・日・祝日も受付可)

大洲市では、床上浸水された世帯を対象に1万円、市共同募金会からの1万円を合わせて2万円を見舞金として給付させていただきます。

台風による被害を受けられた皆さんへ心からお見舞い申し上げます。

～災害関連の各種制度などについてのお知らせ～

発行/大洲市役所 編集/総務課 大洲市大洲690-1 TEL24-2111

特別援護資金制度のあらまし

区分	一般世帯	農林漁業者	商工業者
貸付利率	0.5% (据置期間無利子)	0.5% (据置期間無利子)	0.5% (据置期間無利子)
償還期間	10年間 (据置期間を含む)	10年間 (据置期間を含む)	10年間 (据置期間を含む)
据置期間	2年	2年	2年
貸付限度額	100万円	100万円	100万円
貸付基準	床上浸水(但し、床上浸水と同等の被害を受けた場合も含む)かつ住宅、家財に被害を受けたもので、自らの力で応急復旧若しくは修理出来ない場合、制度資金である災害援護資金の貸し付けを受けていないもの	被害を受けた農林水産物等の緊急の復旧に要する資金の調達が困難なもので、減収量が平年農林漁業総収穫量の30%以上となる見込であるかまたは、減収額が平年農林漁業総収入額の20%以上となること	中小企業者で被害を受け、被害額が平年総収入額の20%以上となること
資金の使い方	住宅及び家財(乗用車を除く)の購入費及び修繕費 ア 農林漁業用施設、整備 農舎、農産物育成管理施設、(温室、ビニールハウス等)、農産物貯蔵施設(農業用倉庫等)かんすい施設、病害虫防除施設、排水施設、農産物乾燥施設、農業用索道等	イ 農林漁業用機械器具等 運搬用機具(軽四トラック等)、病害虫防除用機具(動力噴霧器など)原動機、揚排水用機具肥料調整散布用機具、農産物育成管理用機具(ハウス暖房機など)、耕うん整地用機具、収穫調整用機具、農用地改良調整用機具等。小農具については多数をセットで購入し相当の金額になる場合	店舗、工場、事務所等の施設、設備、業務用車輛、運搬機具、原材料、商品などの購入費及び修繕費 ウ 農林漁業用資機材等農薬、肥料、種苗、ビニールハウス等の支柱等の購入費及び修繕費

大洲市では、台風16号による被害の復旧に伴う融資制度について相談窓口を設置します。これは、災害救助法に基づく災害援護資金貸付金(市より3%の利子補給)

のほか、特に市単独で0.5%の低利の貸付制度を創設し被害復旧の相談に応じます。(受付期間は3ヶ月)
被災された人はご利用ください。

災害援護資金

災害救助法に基づくもので、被害を受けた世帯の生活安定のために利用できます。対象は、床上浸水世帯で家財(乗用車を除く)の価額の3分の1以上の損害を受けた人です。

対象が一般世帯、農林漁業者、商工業者と分かれています。また、連帯保証人や償還方法など詳しいことは、相談窓口へおたずねください。なお、災害援護資金を含め、それぞれの援護資金の重複した貸し付けはできません。

特別援護資金(市単独)

0.5%の利子で100万円限度
台風16号により被害を受けた人で、自らの力で応急復旧などが困難な人に対して特別援護資金貸付金をお貸しします。

融資に関する相談窓口を設置

台風16号により、住宅や家財、農林漁業、商工業などに被害を受けた人に対する援護資金などの貸し付けや相談を行う窓口を設けています。お気軽にご利用ください。

【場所】 市役所1階ロビー

【期間】 9月24日(金)からしばらくの間(土・日を除く)午前8時30分～午後5時
【主な相談内容】 災害援護資金についての融資制度の相談など

水道料金減免などのお知らせ

台風の被害により床上浸水の被害を受けた皆さんへ水道料金の減免などを行います。
【対象】 床上浸水以上の被害を受けた世帯など
【減免などの内容】 前年同期の使用水量を越えた水量分

【問い合わせ先】 市役所水道課 TEL24・3753(直通)

NHK受信料災害免除のお知らせ

NHKでは、家屋半壊以上又は床上浸水以上の程度の被害を受けた世帯・建物について、2ヶ月間(8月・9月)受信料を免除する措置を取っています。お電話での申し出を受け付けています。

【問い合わせ先】 NHK TEL0120・151515(通話料無料) (午前9時～午後10時/土・日・祝日も受付可)

大洲市では、床上浸水された世帯を対象に1万円、市共同募金会からの1万円を合わせて2万円を見舞金として給付させていただきます。